

科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会
量子ビーム施設利用推進委員会 運営規則（案）

令和〇年〇月〇日
科学技術・学術審議会
研究開発基盤部会
量子ビーム施設利用推進委員会

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会研究開発基盤部会量子ビーム施設利用推進委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）及び科学技術・学術審議会研究開発基盤部会運営規則（令和7年5月15日科学技術・学術審議会研究開発基盤部会決定）に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

(議事)

第2条 委員会は、委員会に属する委員、議事に關係のある臨時委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(書面による議決)

第3条 委員会の主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会に属する委員、議事に關係のある臨時委員及び専門委員に送付し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、委員会の主査が次の会議において報告をしなければならない。

(委員等の欠席)

第4条 委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）が委員会を欠席する場合、代理人を委員会に出席させることはできない。

2 委員会を欠席する委員等は、委員会の主査を通じて、委員会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 委員会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件

三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は調査検討の円滑な実施に影響の生じるものとして、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

- 第6条 委員会の主査は、委員会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。
- 2 委員会の会議が、前条各号に掲げる事項を議事とした場合に限り、委員会の主査は、当該部分の議事録を非公表とすることができます。

(Web会議システムを利用した会議への出席)

- 第7条 委員会の主査が必要と認めるときは、委員等は、Web会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

- 2 Web会議システムを利用した委員等の出席は、第2条の規定による出席に含めるものとする。
- 3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合、当該Web会議システムを利用して出席した委員等は、音声が送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。
- 4 Web会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならぬ。なお、第5条により会議が非公開で行われる場合は、委員等以外の者にWeb会議システムを利用させてはならない。

(雑則)

- 第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の主査が委員会に諮って定める。